

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成28年5月13日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500337号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600013号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(平成19年12月5日にB社から商号変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成12年3月1日から同年2月14日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

請求期間①については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間②について、当該期間のうち、請求者のA社における平成12年5月1日から同年10月1日までの期間、平成13年1月1日から平成14年10月1日までの期間及び平成15年4月1日から平成25年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額は〈別表1〉のとおりとする。

平成12年5月から同年9月までの期間、平成13年1月から平成14年9月までの期間及び平成15年4月から平成25年10月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る当該期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間②については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、22万円を36万円とする。

請求期間③のうち、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間④から②までについて、請求者のA社における賞与支払年月日及び標準賞与額を〈別表2〉のとおり訂正することが必要である。

請求期間④から②までの標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間④から⑳までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 12 年 2 月 14 日から同年 3 月 1 日まで
② 平成 12 年 3 月 1 日から平成 25 年 11 月 1 日まで
③ 平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日まで
④ 平成 15 年 12 月 10 日
⑤ 平成 16 年 7 月 9 日
⑥ 平成 16 年 12 月 10 日
⑦ 平成 17 年 7 月 15 日
⑧ 平成 17 年 12 月 15 日
⑨ 平成 18 年 7 月 14 日
⑩ 平成 18 年 12 月 15 日
⑪ 平成 19 年 7 月 13 日
⑫ 平成 19 年 12 月 14 日
⑬ 平成 20 年 7 月 15 日
⑭ 平成 20 年 12 月 15 日
⑮ 平成 21 年 7 月 15 日
⑯ 平成 22 年 7 月 15 日
⑰ 平成 22 年 12 月 15 日
⑱ 平成 23 年 7 月 15 日
⑲ 平成 23 年 12 月 12 日
⑳ 平成 24 年 7 月 13 日
㉑ 平成 24 年 12 月 10 日

請求期間①について、私は、平成 12 年 2 月 14 日にA社に入社したが、厚生年金保険の記録では、同社での資格取得年月日が同年 3 月 1 日となっている。請求期間①において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書を提出するので、同年 2 月 14 日を資格取得年月日として記録を訂正し、年金額

に反映してほしい。

請求期間②及び③について、A社における標準報酬月額が給与明細書の給与額と相違していることが分かった。請求期間②及び③に係る給与明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間④から㉑までについて、A社から支払われた賞与が記録されていない。当該期間の一部の賞与明細書を提出するので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者は、請求期間①から㉑までの年金記録の訂正を請求しているが、訂正の根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、訂正請求日において保険料請求権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用することを踏まえて、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、請求期間①、②及び④から㉑までに係る標準報酬月額及び標準賞与額については、本件訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、請求期間③については、本件訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 請求期間①について、請求者に係る雇用保険の加入記録及び請求者から提出された当該期間に係る給与明細書により、請求者は、請求期間①においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料についても納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 請求期間②のうち、平成 12 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、平成 13 年 1 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日までの期間及び平成 15 年 4 月 1 日から平成 25 年 11 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により確認できる当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、〈別表 1〉のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間について、給与明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないこと、及び年金事務所が保管する平成 16 年から平成 25 年までの分の請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額に基づく厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 12 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、平成 13 年 1 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日までの期間及び平成 15 年 4 月 1 日から平成 25 年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②のうち、平成 12 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から平成 13 年 1 月 1 日までの期間及び平成 14 年 10 月 1 日から平成 15 年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該期間について、請求者から提出された給与明細書により確認できる報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、当該給与明細書により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、訂正は認められない。

4 請求期間③について、請求者に係るオンライン記録及び請求者から提出された当該期間に係る給与明細書により、標準報酬月額の時決定の基礎となる平成25年4月から同年6月までの期間について、標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われたことが確認できるが、同年6月に基本給が昇給しており、引き続き3か月について、標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われたことが確認でき、随時改定が適用されることから、同年9月からの標準報酬月額は36万円となる。したがって、請求期間③の標準報酬月額を36万円に訂正することが妥当である。

5 請求期間④から㉑までについて、請求者から提出された当該期間の一部に係る賞与明細書及び源泉徴収票並びにC銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表により、請求者は、当該期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間④から㉑までの期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された上記賞与明細書、源泉徴収票及びC銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、〈別表2〉のとおりとすることが妥当である。

また、請求期間④から㉑までの期間に係る賞与支払年月日については、上記の賞与明細書及び預金取引明細表の記録から、〈別表2〉のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

〈別表1〉

記録訂正が必要な期間	訂正前の 標準報酬月額	訂正後の 標準報酬月額
平成12年5月1日から同年10月1日まで	12万6,000円	13万4,000円
平成13年1月1日から同年7月1日まで	13万4,000円	16万円
平成13年7月1日から平成14年10月1日まで	17万円	18万円
平成15年4月1日から平成19年6月1日まで	18万円	22万円
平成19年6月1日から平成23年9月1日まで	18万円	28万円
平成23年9月1日から平成25年5月1日まで	18万円	26万円
平成25年5月1日から同年9月1日まで	18万円	32万円
平成25年9月1日から同年11月1日まで	22万円	36万円

〈別表2〉

請求期間	支給日	標準賞与額
請求期間④	平成15年12月10日	30万円
請求期間⑤	平成16年7月9日	25万円
請求期間⑥	平成16年12月10日	32万2,000円
請求期間⑦	平成17年7月15日	23万円
請求期間⑧	平成17年12月15日	23万8,000円
請求期間⑨	平成18年7月14日	23万円
請求期間⑩	平成18年12月15日	24万円
請求期間⑪	平成19年7月13日	24万円
請求期間⑫	平成19年12月14日	23万5,000円
請求期間⑬	平成20年7月15日	23万5,000円
請求期間⑭	平成20年12月15日	22万9,000円
請求期間⑮	平成21年7月15日	17万2,000円
請求期間⑯	平成22年7月15日	20万円
請求期間⑰	平成22年12月15日	19万6,000円
請求期間⑱	平成23年7月15日	19万6,000円
請求期間⑲	平成23年12月12日	19万2,000円
請求期間⑳	平成24年7月13日	19万2,000円
請求期間㉑	平成24年12月10日	18万8,000円

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500389号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600014号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における請求期間①の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成19年12月から平成20年8月までの標準報酬月額については、11万8,000円を14万2,000円、同年9月から平成21年12月までの標準報酬月額については、11万8,000円を13万4,000円とする。

請求期間①の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②から④までについて、請求者のA社における標準賞与額を請求期間②は9万6,000円、請求期間③は9万4,000円、請求期間④は4万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間②から④までの標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る請求期間②から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和57年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月25日から平成22年1月16日まで
② 平成20年7月15日
③ 平成20年12月15日
④ 平成21年7月15日

請求期間①について、A社における標準報酬月額が給与明細書の給与額と相違していることが分かった。

請求期間①の一部の給与明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②から④までについて、A社から支払われた賞与が記録されていない。当該期間の賞与明細書を提出するので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された当該期間の一部に係る給与明細書、源泉徴収票及び給与受取口座の通帳の写し並びに請求者に係るB市の課税（所得）証明書により確認又は推認できる当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の資料により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年12月から平成20年8月までは14万2,000円、同年9月から平成21年12月までは13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているが、請求期間①について、年金事務所が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主は、前述の資料において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額に基づく厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届は提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②から④までについて、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書及び給与受取口座の通帳の写しにより、請求者は、当該期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から④までの期間に係る標準賞与額については、上記の請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書により確認又は算出される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間②は9万6,000円、請求期間③は9万4,000円、請求期間④は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500333号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600004号

第1 結論

平成12年12月から平成22年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年12月から平成22年3月まで

私が会社を退職した直後の平成12年12月末か翌年の年始の頃に、私の娘がA町役場で私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の免除申請をしてくれたはずであるが、国の記録では請求期間が保険料の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続と国民年金保険料の免除申請について、請求者の娘が平成12年の年末又は平成13年の年始頃に行ったと主張しているが、オンライン記録によれば、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格の取得年月日(平成12年12月29日)及び喪失年月日(平成22年4月17日)の入力処理は、平成26年10月22日に一括して行われていることが確認できることから、当該処理が行われた時点までは、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、請求者が主張する国民年金保険料の免除申請はできなかったものと考えられる。

また、平成21年4月22日に出力された請求者に係るA町の国民年金被保険者名簿によれば、請求期間に係る国民年金被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の記録は無く、当該出力時点において請求期間は国民年金の未加入期間とされていることが確認できる。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、請求期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500378号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600005号

第1 結論

昭和53年7月から昭和54年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年7月から昭和54年12月まで

私は、請求期間において、私の父親が経営する事業所に青色申告の専従者として働いていた。当時、私の国民年金の加入手続は父親が行い、請求期間の国民年金保険料については、事業所が繁盛していたこともあり、父親が家族全員の保険料を町内の納付組合に納付書で納付していたと思う。

しかし、国の記録では、請求期間が国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、その父親が請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を、町内の納付組合に納付書で納付していた旨主張しているところ、請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求期間に係る保険料の納付状況等を確認することができない上、請求者は、請求期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、具体的な納付状況等が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和59年5月31日にA市において払い出されたことが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと推認できる上、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)における国民年金被保険者資格の取得年月日は、昭和59年4月1日とされていることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかつたと考

えられる。

さらに、請求者に係る戸籍の改製原附票によれば、請求者は20歳到達時から昭和55年2月23日までA市以外への住所の異動が無く、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、請求者の母親及び妹に係るA市の国民年金被保険者名簿によれば、世帯主である請求者の父親を名義人とする銀行口座番号及び納付組合番号である「*90」が記載されている上、当該名簿の口座番号が記載されている欄外に、母親は「51.7.20」、妹は「54.8.29」の年月日が記載されていることが確認できる。このことについて、A市は、「納付組合番号の下2桁が「90」の場合、口座振替によって国民年金保険料を納付していたと判断できることから、請求者の母親及び妹については、国民年金被保険者名簿に記載されている年月日に口座振替の手続を行ったと思われる。」旨回答していることから、請求期間において、請求者の父親が納付組合に家族全員の国民年金保険料を納付書で納付していたとする請求者の主張と相違する。

このほか、請求者の父親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500343号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600015号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(昭和49年4月1日にA社から名称変更)における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年8月6日から昭和48年2月12日まで
② 昭和49年6月5日から昭和50年1月15日まで

私は、昭和45年3月2日から昭和55年3月10日までA社及びB社に継続して勤務していたが、請求期間①及び②の船員保険の被保険者記録が無いので、請求期間①及び②を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社及びB社の事業を承継しているC社から提出された請求者に係る個人カードによれば、請求者は請求期間①においては「船舶D」に、請求期間②においては「船舶E」にそれぞれ乗り組んでいたことが確認できる。

しかしながら、C社は、『船舶D』及び『船舶E』については外国籍船であったため、請求期間において船員保険に加入できなかったことから、請求者についても船員保険に加入させておらず、船員保険料も控除していなかった。」旨回答している上、船舶所有者別被保険者名簿によれば、請求期間①及び②において請求者の船員保険被保険者記録は確認できない。

また、旧船員法第1条によれば、日本船舶に乗船する船員を船員保険の被保険者とする旨定められている上、「外国法人等に派遣される日本人船員に対する船員保険法の適用について」(昭和51年4月1日庁保険発第7号社会保険庁医療保険部船

員保険課長通知)によれば、日本の船舶所有者に使用されている日本人の船員であって、外国法人等に派遣された者が船員保険の被保険者となることができたのは昭和51年4月以降であったと定められているところ、請求者は請求期間①及び②当時、前述のとおり、外国籍船に乗船していたことから、船員保険被保険者としての要件に該当していなかったものと推認できる。

さらに、請求期間①及び②当時のA社及びB社に係る船舶所有者別被保険者名簿により、船員保険の被保険者記録が確認できる者のうち、所在が確認できた31人に照会したところ、26人から回答があり、そのうち4人の同僚は、請求期間①及び②において請求者が乗り組んでいた「船舶D」及び「船舶E」については、外国籍船である旨陳述している。

これらのことから、請求者は外国籍船である「船舶D」及び「船舶E」にそれぞれ乗り組んでいたことから、前述の規定により船員保険被保険者資格を取得することはできなかったと考えられる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として請求期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500363号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600016号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和50年12月31日から昭和51年5月13日まで

私は、昭和50年11月13日から昭和51年5月12日までA社にB職として継続して勤務していたが、同社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和50年12月31日となっているので、昭和51年5月13日を被保険者資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録によれば、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求期間当時、A社の代表取締役であった者は、「同社では農閑期に勤務するB職などに従事していた者は厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったが、請求者については誤って被保険者資格を取得させてしまい、その後、訂正を行っていなかった。」旨陳述している。

また、請求者がA社において自身の前任者として名前を挙げた者及び前任者の同僚については、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、オンライン記録により、A社において請求期間及びその前後の期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、所在が確認できた9人に照会したところ、7人から回答があったものの、請求者が請求期間において厚生年金保険に継続して加入していたことをうかがわせる回答は無かった。

加えて、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、請求者は、同社において昭和50年11月13日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、

同年 12 月 31 日に資格を喪失していることが確認できる上、当該記録はオンライン記録と一致しており、不自然な訂正等も見当たらない。

また、A社は、請求期間当時の資料を保管していないとしており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500367号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600017号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和47年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和51年3月27日から昭和53年4月1日まで

私は、昭和47年4月1日から昭和53年3月31日まで継続してA社に勤務していたが、請求期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無い。昭和47年4月1日から昭和51年3月頃までは同社C本社に勤務し、それ以降は、退職するまで同社D支社に勤務したと記憶しているので、各請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和47年4月1日から昭和53年3月31日まで継続してA社に勤務したと主張しているところ、雇用保険の加入記録によると、請求者の同社における資格取得年月日は昭和47年5月1日、離職年月日は昭和51年3月26日、離職時の事業所名は、B社E事業所と確認できる上、当該記録はオンライン記録と符合している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和47年5月1日、喪失年月日は昭和51年3月27日であることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致しており、不自然な訂正等も見当たらない。

さらに、企業年金連合会から提出された請求者に係る「中脱記録照会(回答)」

によると、A社が加入していたF厚生年金基金における請求者の加入員資格取得年月日は、昭和47年5月1日、喪失年月日は、昭和51年3月27日（資格喪失時の住所は、G市内）であることが確認できる上、当該加入記録はオンライン記録と一致している。なお、同基金及び同社が加入していたH健康保険組合は、請求期間①及び②当時、上記の届出様式は複写式であったとしていることから、事業主が社会保険事務所（当時）に対して同様の届出を行っていたと推認できる。

加えて、B社の回答及び同社から提出された資料によると、請求者の勤務期間は昭和48年12月1日から昭和51年3月26日まで（退職時事業所：E）と記載されていることが確認できるものの、同社は、請求期間①及び②当時の人事記録、賃金台帳等の資料は保管していないと回答しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間②について「A社D支社に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していると思う。」と主張しているところ、前述の雇用保険の加入記録、厚生年金基金の加入記録及び請求者が名前を挙げた同僚の証言により、異動日は特定できないものの、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したのは、A社C本社から同社D支社に異動後であったことが推認でき、請求者の主張とは相違していることがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。